別記様式第２号（第７条関係）

誓約書

　　年　　月　　日

（宛先）周南市長

補助対象者　住　所

氏　名

私は、　　　年度周南市戸建住宅ＺＥＨ普及促進補助金の交付の申請を提出するに当たり、また補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

申請内容に間違いがないことを確認しました。

記

１　交付申請

周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）、本事業の交付要綱及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者の要件等について確認し了承している。

２　交付決定前の事業着手の禁止

交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。

３　重複申請の禁止

補助対象住宅に、他の周南市の補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。

４　申請の無効

申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。

５　個人情報の利用

周南市が取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用するほか、本事業の効果検証のための調査・分析、その他調査業務等に利用されることがあることに同意している。

６　申請内容の変更及び取下げ

申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、周南市に速やかに報告することを了承している。万が一、違反する行為が発生した場合は、周南市の指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。

７　現地調査等の協力

補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。

８　事業の不履行等

申請者が周南市に連絡を怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと周南市が判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。

９　免責

周南市は、補助事業者（補助事業を行おうとするもの）その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。

１０　事業の内容変更、終了

周南市は、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

１１　取得財産の管理

補助金の交付を受けて取得した財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、その財産の処分については、あらかじめ市長に承認を得ること、場合によっては補助金等の全部又は一部に相当する金額を返還することを承知している。